

議題1

政策会議付議事案書 (令和3年1月12日)

提案課名 環境共生課・経営総務課

報告者名 谷 芳生 ・志村 高史

事案名	地下水行政を一元化することについて	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>本市では、平成12年の地下水保全条例の制定及び平成15年の地下水総合保全管理計画の策定により、地下水の質と量の管理について一元化を進めてきましたが、このうち、「質」の保全は環境産業部が、「量」の保全は上下水道局が担い、それぞれ事業を実施しています。</p> <p>そこで、地下水の持続可能な水循環の創造と新たな利活用を総合的・計画的に推進するため、令和3年度からスタートする新総合計画に合わせ、現在、上下水道局が行っている地下水保全事業を環境産業部（環境共生課。以下同じ）に移管し、地下水行政の一元化を図るものです。</p>	
経過・検討結果	<p>【経過】</p> <p>平成12年3月 地下水保全条例の制定（平成12年4月施行）</p> <p>平成15年3月 地下水総合保全管理計画の策定</p> <p>平成17年4月 水道事業給水条例の水道料金体系に農業用を新設</p> <p>平成24年3月 地下水総合保全管理計画の改定</p> <p style="padding-left: 20px;">" 6月 秦野名水利活用推進会議の設置</p> <p>平成26年1月 秦野名水の利活用指針の策定</p> <p>平成31年4月 環境産業部環境共生課に秦野名水担当の設置</p> <p>令和 元年7月 環境共生課と経営総務課で地下水行政の一元化に向けた協議</p> <p>～令和2年12月</p>	
	<p>【検討結果（資料2のとおり）】</p> <p>1 地下水保全事業</p> <p>現在、雨水浸透ます設置補助事業など地下水の「量」に係る保全事業は、上下水道局が実施しているが、「質」の保全と合わせ、環境産業部が一括して所管することが適当である。なお、水道事業財産として管理している施設・設備を使用する地下水注入事業については、引き続き、上下水道局で実施する。</p>	

	<p>2 地下水利用協力金</p> <p>地下水利用協力金は、事業者が水道を使用するのではなく、所有する井戸から地下水を取水して業務の用に供する場合に負担を求めているものであり、事業者にとっては水道料金（水道使用）の代替的な要素も含まれていることから、引き続き、上下水道局で徴収することが適当である。</p> <p>3 農業用水道料金</p> <p>水道事業給水条例に規定する農業用水道料金は、農地の地下水涵養能力に着目した地下水保全施策（「量」の保全）として設定したものであり、地下水行政の一元化により環境産業部で「量」の保全を所管することに合わせ、農業用水道料金制度の継続に要する費用（一般水道料金との差額相当額）については一般会計で負担することが適当である。</p>
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 上下水道局で実施している地下水保全事業を環境産業部に移管すること。</p> <p>2 移管した事業のうち地下水注入事業、地下水利用協力金に関連する事務については引き続き上下水道局で実施すること。</p> <p>3 地下水利用協力金は地下水保全施策に充当する特定財源であるため、上下水道局で引き続き実施する業務に充当後の余剰額については、水道事業会計から一般会計に支出すること。</p> <p>4 農業用水道料金について、一般水道料金との差額相当額を一般会計から水道事業会計に支出すること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年3月 秦野市事務分掌等に関する規則及び秦野市上下水道局事務分掌等に関する規程の一部改正（令和3年4月1日施行）</p> <p>〃 地下水保全事業負担金に関する協定書の締結（令和3年4月1日施行）</p> <p>〃 地下水保全施策による農業用水道料金制度に係る経費負担を定める要領の制定（令和3年4月1日施行）</p> <p>〃 4月 地下水行政を環境産業部に一元化</p>

地下水行政の一元化について

令和 3 年 1 月 1 2 日

環境共生課・経営総務課

1 両部局の地下水行政に係る実施事業について

(1) 環境産業部が実施する地下水保全事業

資料 2 のとおり

(2) 上下水道局が実施する地下水保全事業

資料 2 のとおり

2 地下水利用協力金について

(1) 協定締結事業者数（令和 2 年 3 月 3 1 日現在）

3 3 事業者

(2) 地下水利用協力金の実績額

年度	協力金の収入額	協力金納入事業者（※）
平成 29 年度	31,652,840 円	34 者のうち 23 者
平成 30 年度	30,735,900 円	34 者のうち 21 者
令和元年度	28,160,420 円	33 者のうち 18 者

※ 1 日あたり平均 20m³以上の地下水を採取する事業者

(3) 地下水利用協力金の徴収業務を上下水道局が実施することについて

地下水利用協力金は、昭和 5 0 年 4 月 1 日に施行された「秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱」に基づき、事業者が納入しているものです。この協力金は法が定めているものではありませんが、事業者が協力金の趣旨を理解、賛同し、**本市と「地下水利用による協力金の納付に関する協定書」を締結しているものです**。また、この徴収においては、検針、メーター交換等を伴い、上下水道局が行うことが適切です。これらのことから、協力金の徴収業務は、引続き上下水道局が実施するものです。

3 地下水保全事業負担金

地下水行政の一元化に伴い、地下水利用協力金については、上下水道局が実施する地下水保全事業に充当後、残額を「地下水保全事業負担金」として支出し、一般会計で歳入とします。

なお、平成17年度から実施している「森林づくり事業負担金」は、「地下水保全事業負担金」の一部として継続します。

4 農業用水道料金について

(1) 対象件数（令和元年度実績）

227件（うち実質的な農業用料金の適用（※）：53件）

※1か月の使用水量が50m³を超える件数

(2) 農業用水道料金を一般水道料金で算定した場合の影響額（農業用と一般用の差額相当額）

年度	農業用水道料金 (A)	左記を一般用とした場合の水道料金 (B)	差額相当額 (B - A)
平成29年度	11,056,633円	12,948,467円	1,891,834円
平成30年度	10,352,824円	12,019,580円	1,666,756円
令和元年度	9,422,912円	10,863,385円	1,440,473円

(3) 負担金を支出することについて

水道料金は一般用と農業用に区分されています。農業用は農地の地下水かん養能力に着目し、農業者が行う農地への散水が地下水源保全に直接繋がることから、上下水道局が担う地下水保全施策のうち水量の保全として創設したものです。地下水行政を市長部局に一元化した後は、市長部局が上下水道局に対して差額相当額を支出することで、農業用料金制度を堅持するものです。

5 その他の地下水保全事業

(1) 水田かん養事業

維持管理が可能な休耕田や冬期水田を借上げ、農業用水を引込み地下に浸透させることで、地下水の人工かん養を行います。

【令和元年度実績】

	借上面積 (m ²)	借上期間 (月/年)	地区(筆数：面積(m ²))
休耕田	7,829	12	蓑毛(9：4,519)、寺山(4：3,310)
冬期水田	4,778	5	名古屋(2：1,338)、菩提(9：3,440)
合計	12,607		地権者等計10人

(2) 雨水浸透施設設置事業

環境創出行為に対する雨水浸透施設設置の指導を行います。

(3) 地下水モニタリング事業（地下水等観測業務）

地下水位や湧水量の観測委託業務を行います。17地点。

(4) 家庭用雨水浸透ます設置補助事業

住宅の屋根に降った雨水を浸透ますを通じて地下に浸透させることで、地下水の人工かん養を行います。一定地域の住宅等で雨水浸透ますを設置した市民に対して費用の一部を補助します。

1件当たり4基まで。12,500円/基、計50,000円上限。

年度	件数	補助対象基数 (設置基数)	金額
平成29年度	1件	4基(4基)	50,000円
平成30年度	1件	4基(4基)	50,000円
令和元年度	0件	0基(0基)	0円

地下水保全行政の一元化に伴う事務分担新旧対照図

現行

環境産業部所管事務		上下水道局所管事務	
事業名	内容	事業名	内容
1	地下水保全条例・地下水総合保全管理計画	地下水利用協力金の徴収 (R元実績: 28,160千円)	
2	水源環境保全・再生市町村補助金	① 水田涵養事業	休耕田や冬季水田に水を注入し、地下に浸透させる人工涵養
3	地下水汚染対策基金	② 雨水浸透施設設置事業	一定の環境創出行為に対する雨水浸透施設設置の義務付け
4	地下水保全審議会運営	③ 地下水モニタリング事業	地下水位等を観測し、データの蓄積と推移の把握
5	地下水等分析	④ 家庭用雨水浸透樹設置補助事業	雨水を地下に浸透させて涵養する家庭用雨水浸透樹の設置者への補助金交付
6	井戸設置台帳整備	⑤ 地下水注入事業	工場内で使用した循環冷却水を地下に注入する人工涵養
7	環境創出行為	⑥ 地下水利用協力金に関連する事務	検針、納付書発行、メーター交換等
8	地下水浄化事業	⑦ 農業用水道料金	地下水涵養能力に着目し、水道事業給水条例に農業用水道料金を設定
9	事業所指導・立入調査	地下水保全事業費(人件費など)	
10	河川・湧水等流量調査		
11	湧水等水質調査		
12	地下水位観測事業		
13	地下水モニタリング事業		
14	深層地下水浄化事業		
15	名水の利活用・普及啓発		
16	温泉保護		
17	森林づくり事業	補助 2.816	

一元化案

環境産業部所管事務		上下水道局所管事務	
事業名	内容	事業名	内容
1	地下水保全条例・地下水総合保全管理計画	地下水利用協力金の徴収 (28,160千円)	
2	水源環境保全・再生市町村補助金	⑤ 地下水注入事業	工場内で使用した循環冷却水を地下に注入する人工涵養
3	地下水汚染対策基金	⑥ 地下水利用協力金に関連する事務	検針、納付書発行、メーター交換等
4	地下水保全審議会運営	新	上記の事業等に係る人件費 (地下水保全事業費から分離)
5	地下水等分析	新	地下水保全事業負担金
6	井戸設置台帳整備	⑦ 変	農業用水道料金負担金 農業用料金と一般用料金との差額を補填
7	環境創出行為		
8	地下水浄化事業		
9	事業所指導・立入調査		
10	河川・湧水等流量調査		
11	湧水等水質調査		
12	地下水位観測事業		
13	地下水モニタリング事業		
14	深層地下水浄化事業		
15	名水の利活用・普及啓発		
16	温泉保護		
17	森林づくり事業		
①	水田涵養事業		
②	雨水浸透施設設置事業		
③	地下水モニタリング事業		
④	家庭用雨水浸透樹設置補助事業		
⑦	農業用水道料金	地下水涵養の観点から、農業用水道料金を継続	

(金額:千円)

542

1,260

0

858

22,684

補助 2.816

(金額:千円)

858

1,627

1,494

負担 24,181

負担 1,440

政策会議付議事案書（令和3年1月12日）

提案課名 行政経営課 公園課 文化振興課

報告者名 五味田直史 多田 智 船橋崇裕

<p>事案名</p>	<p>カルチャーパーク・おおね公園及び文化会館の指定管理者制度の導入について</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>カルチャーパーク（文化会館及び図書館を除く）及びおおね公園とこれらに併設するスポーツ施設等（以下「公園施設等」という。）並びに文化会館について、多様な市民ニーズへの対応、効率的・効果的な利活用を図るため、指定管理者制度の導入に向け、民間事業者から広く意見、提案を求めるサウンディング型市場調査をそれぞれ実施しました。</p> <p>その結果、公園施設等及び文化会館ともに複数の民間事業者から参入の意向が確認され、また市場性もあり、市民サービスが充実する積極的な提案が見込めると判断したため、指定管理者制度の導入に向けた取組を進めるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>【公園施設等】</p> <p>令和2年 9月 現地見学会及び説明会の開催（10者参加）</p> <p> " 10月 サウンディング型市場調査実施（8者参加）</p> <p>【文化会館】</p> <p>令和2年10月 現地見学会及び説明会の開催（10者参加）</p> <p> " 11月 サウンディング型市場調査実施（16者参加）</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 公園施設等を一括して管理する指定管理候補者を選定すること。</p> <p>2 文化会館については、1の公園施設等とは別に指定管理候補者を選定すること。</p> <p>3 それぞれの指定管理期間を5年とすること。</p> <p>4 秦野市都市公園条例及び秦野市文化会館条例の一部を次のとおり改正すること。</p> <p>【都市公園条例】</p> <p>指定管理者の候補の選定及び施設の管理に係る意見を、秦野市指定管理者選定評価委員会に求めること。</p> <p>【文化会館条例】</p> <p>運営を指定管理者に行わせることができるよう、対象業務や選定方法等の必要な条文を加えること。</p>	

今後の 取扱い	1	令和3年	2月20日	はだの商工会議所ニュースに指定管理導入記事掲載
	2	〃	2月26日	令和3年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出
	3	〃	4月上旬	指定管理者選定評価委員会開催（募集要項等検討）
	4	〃	4月中旬	プロポーザル募集開始（同年6月中旬まで）
	5	〃	6月下旬	プロポーザル実施及び候補者の選定
	6	〃	7月上旬	指定管理候補の選定に係る意見具申
	7	〃	9月	令和3年9月第3回市議会定例会に指定管理者指定議案を提出
	8	〃	10月	指定管理者との協定締結
	9	令和4年	4月	指定管理者による管理・運営の開始

公園施設等の民間事業者による運営手法（指定管理者制度等） の導入に向けたサウンディング型市場調査 結果概要

カルチャーパーク及びおおね公園とこれらに併設するスポーツ施設等（以下「公園施設等」という。）について、新たに民間事業者による運営手法（指定管理者制度等）の導入を検討するため、サウンディング型市場調査を実施しました。

概要及び調査結果については以下のとおりです。

1 参加事業者

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 現地見学会・説明会 | 10者 |
| (2) サウンディング | 8者 |

2 調査結果

(1) 指定管理者制度による施設運営について

ア 参入の意向

「強く希望する」が5者、「希望する」が1者、「興味がある」が2者となりました。

イ 参入形態

管理対象施設及び業務内容が多岐に渡ることから単独での参入は難しいと判断され、それぞれの分野に長けた専門企業との共同事業体（JV）による参入を検討している事業者が大半を占めました。

ウ 指定管理者制度を導入した場合の市場性

「ある」が6者、「少しある」が1者、「その他」が1者となりました。

エ 指定管理期間

いずれの事業者からも、標準的な期間である5年をベースとした意見が寄せられました。

(2) 一体又は個別の公募について

指定管理者制度の公募に際し、公園施設等を一体とするか、それぞれ個別とするかについて、さまざまな意見が寄せられました。

一体で公募した場合には、サービス水準を一定にして同一サービスが提供できること、人事面での連携や利用者サービスの充実が図れること、経費削減やスケールメリットが得られること等のメリットがある一方、共同

事業体（JV）を組織するため事業者のエントリー数が少なくなるといったデメリットが挙げられました。

2施設を個別に公募した場合には、コロナ禍での運営リスクを踏まえてある程度のリスク分散になること、事業者のエントリー数が増えて自治体としても選択肢が広がること、それぞれの事業者の良さを発揮しやすいこと等がメリットとして考えられるが、逆に自治体側の事務負担増加、利用者サービスの差が生じるとのデメリットが挙げられました。

3 指定管理の導入により期待できる効果について

- (1) 施設の稼働率の向上や経費の縮減を図れる事業者を選択することが可能となります。
- (2) 民間のノウハウを活用することにより、各種イベントの開催や公園内スペースを活用した事業展開等、公園施設等のにぎわいの創出のほか、市民のニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供や官民の協働が期待できます。

文化会館の民間事業者による運営手法（指定管理者制度等） の導入に向けたサウンディング型市場調査 結果概要

文化会館について、多様な市民ニーズへの対応や効率的・効果的な利活用を目指し、新たに民間事業者による運営手法（指定管理者制度等）の導入を検討するため、サウンディング型市場調査を実施しました。

概要及び調査結果については以下のとおりです。

1 参加事業者

(1) 現地見学会・説明会

10者（うち運営系6、維持管理系3、建設系1）

(2) サウンディング

16者（うち運営系8、維持管理系5、建設系3）

2 調査結果

(1) 指定管理者制度による施設運営について

ア 参入の意向及びその理由

「強く希望する」が6者、「希望する」が3者、「興味がある」が6者、未回答（条件により検討する）が1者でした。

イ 参入形態

業務内容が多岐に渡ることから単独での参入は難しいと判断され、それぞれの分野に長けた専門企業との共同事業体（JV）による参入を検討している事業者が大半を占めました。

ウ 指定管理者制度を導入した場合の市場性

「ある」が8者、「少しある」が2者、「あまりない」が1者、「その他」が3者、未回答が2者となりました。

エ 指定管理期間

いずれの事業者からも、指定管理者制度の標準的な期間である5年をベースとした意見が寄せられました。

(2) 改修工事について

運営系の事業者からは、改修工事は市施工により実施し、運営については別途指定管理者の選定が望ましいとの意見が出されました。

一方建設系の事業者からは、P F I（R O）方式と指定管理者制度を複合した運営形態等の意見が寄せられました。しかし、P F I（R O）方式を採用した場合は、10年から15年程度が望ましいとの意見がありました。

3 指定管理の導入により期待できる効果について

- (1) 市民文化の向上を図り、親しみやすく魅力のある施設とするため、効果的・効率的に対応し、経費の縮減を図れる事業者を選択することが可能となります。
- (2) 民間のノウハウを活用することにより、質の高い芸術文化の公演や各種イベントの開催など、市民のニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供や官民の協働が期待できます。
- (3) 指定管理の運営と同時に、改修に向けた専門的なアドバイスが期待できる。

秦野市都市公園条例の一部を改正することについて

秦野市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

本市の都市公園について、指定管理者による管理に移行するに当たり、指定管理者候補の選定及び都市公園の管理に係る意見を、秦野市指定管理者選定評価委員会に求める規定を加えるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市都市公園条例の一部を改正する条例

秦野市都市公園条例（昭和50年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第40条」に、「第40条」を「第41条」に、「第41条」を「第42条」に、「第42条・第43条」を「第43条・第44条」に改める。

第32条の見出しを「（指定管理者候補の選定基準及び議会の議決）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第36条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

第43条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第5章中第41条を第42条とする。

第4章中第40条を第41条とする。

第3章中第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第37条本文中「、又は」を「又は」に改め、同条を第38条とする。

第36条第1項中「前条」を「第35条」に、「、その他」を「その他」に改め、同条を第37条とし、第35条の次に次の1条を加える。

（管理に係る意見聴取）

第36条 市長は、都市公園を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

別表第3中「第40条関係」を「第41条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号 秦野市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 都市公園の管理 (第6条—<u>第40条</u>)</p> <p>第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する技術的基準 (<u>第41条</u>)</p> <p>第5章 雑則 (<u>第42条</u>)</p> <p>第6章 罰則 (<u>第43条・第44条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)</u></p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会(第36条において「委員会」という。)の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 都市公園の管理 (第6条—<u>第39条</u>)</p> <p>第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する技術的基準 (<u>第40条</u>)</p> <p>第5章 雑則 (<u>第41条</u>)</p> <p>第6章 罰則 (<u>第42条・第43条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(指定管理者の指定に係る議会の議決等)</u></p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。</u></p>

(管理に係る意見聴取)

第36条 市長は、都市公園を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定の取消し等)

第37条 市長は、指定管理者が**第35条**の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 (略)

(原状回復義務)

第38条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第39条 (略)

(行政指導)

第40条 (略)

(指定の取消し等)

第36条 市長は、指定管理者が**前条**の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 (略)

(原状回復義務)

第37条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第38条 (略)

(行政指導)

第39条 (略)

第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する技術的基準

第41条 (略)

第5章 雑則
(委任)

第42条 (略)

第6章 罰則

第43条 (略)

第44条 (略)

別表第3 (第41条関係)

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する技術的基準

第40条 (略)

第5章 雑則
(委任)

第41条 (略)

第6章 罰則

第42条 (略)

第43条 (略)

別表第3 (第40条関係)

(略)

秦野市都市公園条例の一部を改正することについて

1 条例改正の概要

都市公園のうち、中央運動公園（文化会館及び図書館を除く。）、中央こども公園、おおね公園及び立野緑地庭球場については、平成18年度から平成20年度までの間において、他のスポーツ施設と併せて指定管理者による管理を実施した経過があるため、指定管理者による管理に係る規定は既に定められていますが、今後の指定管理者による管理に向けた手続を行うに当たり、次に掲げる規定を新たに定めるものです。

(1) 指定管理者候補の選定に係る意見聴取（第32条関係）

指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会の意見を聴くものとする。

(2) 都市公園の管理に係る意見聴取（第36条関係）

都市公園を適正に管理するため、秦野市指定管理者選定評価委員会に意見を求めることができること。

2 施行日

公布の日

秦野市文化会館条例の一部を改正することについて

秦野市文化会館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市文化会館について、指定管理者による管理に移行するに当たり、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるとともに、その移行後に文化会館運営委員会を廃止するため、改正するものであります。

秦野市文化会館条例の一部を改正する条例

第1条 秦野市文化会館条例（昭和54年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条を第27条とし、第15条の4の次に次の11条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、文化会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 自主事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第15条の3の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

3 指定管理者に收受させる利用料金の額は、第6条に定める使用料等の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

（指定管理者の管理の期間）

第17条 指定管理者が文化会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定申請）

第18条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。
- (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
- (4) 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第23条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(協定の締結)

第20条 指定管理者となるものは、市長との間で文化会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務の報告に関する事項
- (4) 管理費用等財務に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、文化会館について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
(事業報告の聴取等)

第22条 市長は、文化会館の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理に係る意見聴取)

第23条 市長は、文化会館を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第24条 指定管理者は、故意又は過失により文化会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第26条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第2条 秦野市文化会館条例の一部を次のように改正する。

第27条を第29条とし、第26条を第28条とする。

第25条前段中「第22条」を「第24条」に改め、同条を第27条とする。

第24条を第26条とし、第20条から第23条までを2条ずつ繰り下げる。

第19条第2項後段中「第23条」を「第25条」に改め、同条を第21条とする。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とする。

第16条第2項中「第15条の3」を「第16条」に改め、同条を第18条とする。

第15条を削り、第15条の2を第15条とし、第15条の3を第16条とし、第15条の4を第17条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条及び次項の規定は令和4年4月1日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第41号を削り、第42号を第41号とし、第43号から第79号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第77号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第78号」に改める。

別表第1 秦野市文化会館運営委員会の委員の項を削る。

別表第2 区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第77号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第78号」に改める。

議案第12号 秦野市文化会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市文化会館条例の一部改正</p>	
<p>(行政指導) 第15条の4 (略) <u>(指定管理者による管理)</u> 第16条 市長は、文化会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。 <u>(1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減免及び還付に関する業務</u> <u>(2) 維持管理に関する業務</u> <u>(3) 自主事業に関する業務</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務</u> 2 <u>指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第15条の3の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。</u></p>	<p>(行政指導) 第15条の4 (略)</p>

3 指定管理者に収受させる利用料金の額は、第6条に定める使用料等の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者が文化会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申請)

第18条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

(1) 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

(2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能

力を有していること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

(4) 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第23条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（協定の締結）

第20条 指定管理者となるものは、市長との間で文化会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 管理業務の報告に関する事項

(4) 管理費用等財務に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、文化会館について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(事業報告の聴取等)

第22条 市長は、文化会館の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理に係る意見聴取)

第23条 市長は、文化会館を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第24条 指定管理者は、故意又は過失により文化会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第26条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第27条 (略)

(委任)

第16条 (略)

秦野市文化会館条例の一部改正

(行為の禁止)
第15条 (略)
(中止又は退去命令)
第16条 (略)
(行政指導)
第17条 (略)
(指定管理者による管理)
第18条 (略)
2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるの

(文化会館運営委員会)
第15条 文化会館の運営に関し、市長の諮問に応じて調査及び審議し、必要と認める事項について市長に意見を具申するため、秦野市文化会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
2 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。
3 前項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営等について必要な事項は、規則で定める。
(行為の禁止)
第15条の2 (略)
(中止又は退去命令)
第15条の3 (略)
(行政指導)
第15条の4 (略)
(指定管理者による管理)
第16条 (略)
2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第15条の3の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあ

は「指定管理者」とし、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

3・4 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第21条 (略)

2 市長は、指定管理者候補を公募により選定する。この場合において、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第25条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

(指定の取消し等)

第27条 市長は、指定管理者が第24条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続する

るのは「指定管理者」とし、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

3・4 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第19条 (略)

2 市長は、指定管理者候補を公募により選定する。この場合において、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第23条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続する

ことができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

第28条 (略)

第29条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条及び次項の規定は令和4年4月1日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中第41号を削り、第42号を第41号とし、第43号から第79号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第77号まで」に改め、同条第2項中「前条第

ことができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

第26条 (略)

第27条 (略)

79号」を「前条第78号」に改める。

別表第1 秦野市文化会館運営委員会の委員の項を削る。

別表第2 区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第77号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第78号」に改める。

秦野市文化会館条例の一部を改正することについて

1 条例改正の概要

文化会館について、運営を指定管理者に行わせることができるようにするため、所要の改正を行うもの。

(1) 指定管理者に行わせる業務（第 1 6 条関係）

ア 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務

イ 維持管理に関する業務

ウ 自主事業に関する業務

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が承認する業務

(2) 指定管理者に管理を行わせることができる期間（第 1 7 条関係）

5 年を超えない期間。ただし、再指定を妨げない。

(3) 指定管理者の選定の方法（第 1 9 条関係）

公募により選定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例第 2 条に規定される秦野市指定管理者選定評価委員会で候補を選定し、議決を経て指定する。

(4) その他

指定管理者制度に係る協定の締結、事業報告書の提出、調査、指示等のほか、文化会館運営委員会の廃止に関する規定を追加する。また、附則において、秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。

2 施行日

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、文化会館運営委員会の廃止規定及び秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

政策会議付議事案書 (令和3年1月12日)

提案課名 総合政策課 行政経営課 市民活動支援課
 報告者名 高垣 秀一 五味田 直史 鈴木 大二郎

事案名	地域のまちづくり活動への支援について	資料 有
目的・必要性	本格的な人口減少、少子・超高齢社会が到来した中、地域と行政が共に目指す地域(まち)の姿に向かって持続的に行動し、本市のまちづくりの発展につなげていくため、新総合計画の地域まちづくり計画を推進する支援体制(財源・人)を強化するものです。	
経過・検討結果	令和元年 5月 新総合計画策定方針の中で、地域まちづくり計画を実施するための予算配分、地域の拠点、地区担当職員の配置など、計画策定後の実施支援体制に関する検討を位置付け 同年 11月～ 関係各課(総合政策課、行政経営課、市民活動支援課、生涯学習課)と調整 令和2年11月～ 公民館長会議で意見交換	
決定等を要する事項	1 「秦野市市民によるまちづくり事業交付金(市民活動支援課所管)」の拡充 特別事業交付金(各地区上限:1事業、交付額:基本分95,000円(事業規模が300,000円を超える場合は、190,000円)、継続分72,000円)を拡充 (※別途、要綱改正) (1) 交付額 各地区100万円を上限 (2) 対象事業 各地区の地域まちづくり計画に位置付けられている事業 事業数の上限なし (3) 申請時期 年3回(5月、8月、11月)を想定 2 「地域まちづくりコーディネーター(仮称)」を配置(公民館長と兼務) (※別途、組織執行体制に位置付け) (1) 担当事務 上記1の交付金を活用する事業の選定及び事業実施に関するコーディネート (2) 人数 公民館(本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上)に館長として配置される再任用職員 8名 (3) 所属 生涯学習課とし、総合政策課との兼務 (4) 職務の級 事務の増加を考慮し、現在の館長としての職務級の上位に位置付け	
今後の取扱い	令和3年2月 自治会連合会企画会で情報提供 3月 各地区との調整 4月 各地区での推進体制立ち上げ	

○秦野市市民によるまちづくり事業交付金交付要綱(昭和54年10月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における住民自治の意識及び住民相互の連帯意識を高め、もって地域コミュニティの活性化を図るため、市民によるまちづくり事業を実施する地域団体に対し交付金を交付することについて、必要な事項を定める。

(対象事業及び対象経費)

第2条 交付金の対象とする事業は、次のいずれかに該当するもので地域住民の意思により取り組む事業（以下「事業」という。）とし、その執行に必要な経費の全部又は一部を交付する。

(1) 市民のよりよい生活環境を醸成するため、地域住民により解決を図ることが効果的な事業

(2) コミュニティの醸成に効果的な事業

(対象事業主体)

第3条 交付金は、次に掲げる要件に適合している地域団体が事業主体となる場合に限り、交付する。

(1) 事業の実施範囲が一定の区域を包括しているものであること。

(2) 事業を実施しようとする地域に事業を実施するための執行体制及び管理運営体制が整備されていること。

(交付金の種類及び交付基準)

第4条 この事業に対する交付金の種類及び交付基準は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 この事業を実施し、交付金の交付を受けようとする地域団体は、市民によるまちづくり事業交付金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 収支予算書(第3号様式)

(3) その他事業内容、組織概要等を確認するために必要な書類

(交付の決定等)

第6条 前条の申請があったときは、速やかにその審査を行い、交付金を交付すべきものと認めるときは、市民によるまちづくり事業交付金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 交付の決定をする場合において、必要に応じて、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、速やかに承認を受けるべきこと。
- (2) 事業を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに承認を受けるべきこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込のない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに承認を受けるべきこと。
- (4) その他事業を適正に遂行するために必要な条件
(申請の取下げ)

第8条 交付金の交付の決定を受けた者(以下「事業者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに付された条件によりがたいと認めるときは、市民によるまちづくり事業交付金交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算し、30日以内に文書をもって申請の取下げをしなければならない。

2 前項の規定により申請の取下げがあった場合は、その申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(変更の申請)

第9条 事業者は、第7条第1号又は第2号に規定する条件を付された場合において、その条件に該当するときは、速やかに事業計画変更申請書(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、事業計画変更決定申請書(第6号様式)により申請者に通知する。

(事業の遂行)

第10条 事業者は、交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行い、交付金を他の用途に使用してはならない。

(執行状況等の調査等)

第11条 事業者の行う事業の執行状況若しくは経理内容について、必要に応じ報告を求め、又は調査若しくは検査をする。

2 前項の報告等の結果、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していないときは、適合するために必要な処置を採るよう命じる。

(交付の時期)

第12条 交付金の交付は、交付決定後速やかに行うものとする。

2 事業者は、前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、交付金請求書(第7号様式)を提出しなければならない。

(成果報告等)

第13条 事業者は、事業が完了したとき又は交付の決定に係る市の会計年度が完了したときは、交付事業の完了の日又はその年度が終了した日の翌日か

ら起算して30日以内に市民によるまちづくり事業成果報告書(第8号様式)及び収支精算書(第9号様式)に事業成果を示す参考資料を添えて提出しなければならない。

- 2 事業の中止又は廃止について承認を受けたときは、事業者はその事業を中止又は廃止した日から起算し、30日以内に前項の規定に準じ、事業成果報告書及び収支精算書に事業成果を示す参考資料を添えて提出しなければならない。

(成果報告書の審査等)

第14条 前項の規定による成果報告書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査しなければならない。

- 2 前項の規定による審査の結果、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していないときは、適合するために必要な処置を採るよう命じる。

(交付金の返還等)

第15条 事業者が次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した交付金の全部又は一部について交付金返還命令書(第10号様式)を発行し、発行の日から起算し14日以内の納期限を定め、事業者に戻還を命じなければならない。

- (1) 第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条及び第13条の規定に違反したとき。
- (2) 第5条、第8条第1項、第9条第1項及び第13条に規定する書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第11条第2項及び第14条第2項に規定する命令に従わないとき。
- (4) 第14条の規定による審査等の結果、事業執行による精算額に対して交付した交付金の額が超えているとき。
- (5) 事業を中止し、又は廃止したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

(交付内容の見直し)

- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況等を評価したうえで、令和2年4月1日以後3年以内ごとに交付内容を見直すものとする。

別表(第4条関係)

交付金の種類及び交付基準

交付金の種類	交付基準
普通交付金（各地区まちづくり委員会の活動に対し交付する交付金）	各年度の予算額の50パーセント相当額を人口割とし、残りを均等割とし、それぞれを加算した額とする。ただし、均等割額の中に前年度実績による加算をすることができる。
特別事業交付金（各地区まちづくり委員会の特別な事業に対し交付する交付金）	<p>(1)基本分 1地区当たり1事業とし、95,000円(その事業の規模が300,000円を超える場合は、190,000円)とする。ただし、同一の事業を繰り返し行うときは、通算して5か年までを交付の対象の限度とする。</p> <p>(2)継続分 基本分の交付終了後も事業を継続するときは、1地区当たり1事業とし、72,000円とする。この場合において、この交付金の交付を受ける地区が、継続分に係る事業とは別に特別事業を実施するときは、その事業について、基本分の交付基準により交付金の交付を受けることができるものとする。</p>
コミュニティ事業交付金（財団法人自治総合センター主管の一般コミュニティ助成事業に採択された事業に対して交付する交付金）	財団法人自治総合センターが決定した額とする。
財産区支援まちづくり事業交付金（財産区が協力する事業を行うまちづくり委員会に対し交付する交付金）	財産区が本市の歳入に繰り出した額とする。
まちづくり拠点交付金（各地区まちづくり委員会の拠点の設置及び運営に対し交付する交付金）	拠点の建物を賃借している場合は、月額賃借料の2分の1の額(50,000円を限度とする。)に対象月数を乗じて得た額とし、光熱水費の負担が生じる場合は、1か月ごとに10,000円を加算する。ただし、1地区当たり1か所とする。

備考

- 1 「特別事業」とは、通常予定されないことが明白で、財政的に相当の支出を伴う事業をいう。
- 2 「特別事業交付金継続分」の対象とする事業は、地域コミュニティの活性化をより一層促進させ、地域の特色を生かしたものとする。
- 3 まちづくり拠点では、その拠点を中心に福祉、青少年、防犯・防災、環境美化及び地域ふれあいの5分野に関する活動のうち4分野以上に関する事業を実施すること。

資料2

秦野市市民によるまちづくり事業交付金交付実績

地区	年度	普通交付金	特別交付金		コミュニティ事業交付金		財産区 交付金	拠点交付金	
			対象事業	交付額	購入物品	交付額		対象施設	交付額
本町	H29	251,000							
	H30	251,000							
	R元	251,000							
南	H29	308,000							
	H30	308,000							
	R元	309,000							
東	H29	204,000	実朝まつり	72,000			1,700,000		
	H30	204,000		72,000					
	R元	204,000		72,000					
北	H29	198,000	芸能まつり	95,000	システムアンプ等	2,500,000	560,000		
	H30	198,000		72,000					
	R元	198,000		72,000					
大根	H29	273,000							
	H30	273,000							
	R元	273,000							
鶴巻	H29	208,000	あじさいまつり	95,000			ほっとワーク つるまき	480,000	
	H30	208,000		95,000				480,000	
	R元	208,000		72,000				480,000	
西	H29	341,000	桜の維持管理	95,000			西地区 ふれあい館	720,000	
	H30	341,000		95,000				720,000	
	R元	341,000		95,000				720,000	
上	H29	133,000							
	H30	133,000							
	R元	132,000							

※ コミュニティ事業交付金については、8年に1度各地区に輪番で交付

はだの 2030 プラン
秦野市新総合計画案
【地域まちづくり計画抜粋】

令和2年(2020年)12月

政策部総合政策課

第4 地域まちづくり計画

1 計画の位置付け・役割

本市の将来都市像の実現を図り、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針となる地域まちづくり計画を定めます。

2 計画の意義等

(1) 地域づくりの指針

まちづくりの推進には、まちづくりの主体となる地域住民が地域の特性や課題を把握し、まちづくりの必要性を認識するとともに、地域のまちづくりに対する考え方や方針を行政と共有することが大切です。また、地域まちづくり計画は、市民一人ひとりがまちづくりの構成員としての認識に立ち、自助、共助の立場から、地域に根ざしたまちづくりに参加し実践していくための指針となるものです。

(2) 協働による地域づくり

この地域まちづくり計画は、地区まちづくり委員会を中心とした市内8地区の地域まちづくり計画策定会議により検討、提案された計画案です。

今後、この計画案を基に、地域の個性を踏まえつつ、市全体としての調和も考慮しながら作成し、地域と行政が共に目指す地域（まち）の姿に向かって持続的に行動し、地域が活性化することにより本市のまちづくりの発展につなげていきたいと考えています。

3 地域区分と主な内容

(1) 地域区分

それぞれの地域まちづくりの課題等に対応するため、自然や歴史、文化等の視点から、市内8地区（本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上）ごとに定めます。

(2) 構成・内容

- ア 現状と課題
- イ 目指す地域（まち）の姿
- ウ 地域づくりの基本目標
- エ 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み、地域と行政との協働の取組み、行政の取組み）
- オ 地域版リーディングプロジェクト

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。

【地域区分図】



4 地区別地域まちづくり計画

【本町地区】

1 現状と課題

- (1) 県道705号（秦野駅前通り）沿い及び本町四ツ角周辺は、中心商業地としての活力が失われ、商店街の活性化や駅周辺での若者の居場所づくりが課題となっていますが、本町地区のまちの活性化に向け、NPO法人が設立されるなど、市民主体によるまちづくりが進められています。
- (2) 地域イベント、自治会活動などへの市民参加が減少しつつあります。一方、秦野曾屋高校が立地していることから、高校と連携した地域活動や交流イベントの実施が期待されます。また、外国籍市民が増えており、多文化共生の取組みが必要です。
- (3) 高齢化が進んでいるため、高齢者の生活を地域ぐるみで支援していくことが必要です。また、少子化が進んでおり、地域で子育てを支援することが求められています。
- (4) 見通しが悪い道路や歩道がない道路が多く、安全確保の対策を進める必要があります。また、交通渋滞対策も求められています。
- (5) 災害時の安全な避難方法を検討する必要があります。さらに、近年、異常気象による水害対策への関心が高まっています。
- (6) 古くからの中心市街地としての歴史があり、地元ボランティア団体によってPR活動が展開されている曾屋水道（国登録記念物）や、多数の国登録文化財が立地しています。また、葛葉川、水無川、弘法山などに囲まれ、自然環境が豊かです。これらの魅力をより高めていくことが、愛着の持てる住みよいまちづくりにつながります。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
活力とふれあいに満ちた、きれいで安全な暮らしよいまち
- (2) 基本理念
コミュニティ活動が活発で高齢者から子どもたちに伝統文化が受け継がれるなど、世代間の交流が盛んなふれあいの心を大切にしたいまちを目指します。

3 地域づくりの基本目標

- (1) にぎわいづくりによる活気あふれるまち
- (2) 地域活動や多世代交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち
- (3) みんなで子どもや高齢者、障害者を支えるまち
- (4) 子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち
- (5) 安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち
- (6) 豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) にぎわいづくりによる活気あふれるまち
 - ・ 県道 705 号沿い（秦野駅前通り）及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加促進
 - ・ 地域の活動拠点の検討
 - ・ 駅周辺の若者の居場所づくり
- (2) 地域活動や多世代交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち
 - ・ 自治会への加入促進
 - ・ 地域での多文化共生の取組み
 - ・ 末広ふれあいセンター及び自治会館を拠点とした世代間交流の促進
 - ・ 地域と秦野曾屋高校の連携強化
- (3) みんなで子どもや高齢者を支えるまち
 - ・ 高齢者の健康・いきがづくり
 - ・ 単身高齢者の支援
 - ・ 地域での子どもの見守り、居場所づくり
- (4) 子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち
 - ・ 交通安全対策
- (5) 安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち
 - ・ 防犯・防災意識の向上
 - ・ 高齢者がスムーズに避難できるしくみづくり
- (6) 豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち
 - ・ 伝統行事や郷土の歴史の継承
 - ・ 環境美化活動の推進

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
地域と秦野曾屋高校との連携強化
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ 自治会館等を利用した部活動発表会の開催
 - ・ 地域イベント（お祭り）への参加やボランティア活動（清掃活動等）の共同実施
 - ・ ピースキャンドルナイトなど市のイベントを通じた地域と高校生との交流
 - ・ 学校イベント（文化祭、SOYAターキーフェスタ）への協力

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

【南地区】

1 現状と課題

- (1) 幅員の狭い道路が多いため、子どもの登下校時など交通安全対策が必要です。
また、交通渋滞対策や、防犯のための活動も引き続き求められます。
- (2) 地域高齢者支援センターの取組みを高齢者の方々に周知し、活用を促すことが必要です。
また、一人暮らしの高齢者支援のため、情報の共有をはじめとする様々な取組みが求められています。
- (3) 南地区は、子どもの数が市内の他の地区と比べて多いことから、地域全体で子どもの健全育成を図るため、子ども会活動などの取組みを進めていく必要があります。
また、子どもたちの見守り体制の強化のため、学校と地域との交流がより必要です。
- (4) 秦野駅周辺に商業施設が少なく、学生等が集まれる場所が少なくなっています。
地区内には「はだの桜みち」をはじめとして、カルチャーパーク、震生湖公園、今泉名水桜公園など、桜のスポットが多くあり、人を呼び込める貴重な資源となっています。
また、震生湖誕生100周年を控え、その豊かな自然景観を生かした、さらなる魅力の向上が求められています。
- (5) 自治会加入率の低下が進み、自治会による様々な地域活動の継続が困難になりつつあります。地区内には上智大学短期大学部、秦野総合高校が立地しており、学生・生徒が地域の人々との交流を通じ、地域活動の担い手となることが期待されています。

2 目指す地域（まち）の姿

豊かな水と緑に囲まれ、素晴らしい環境で誰もが住んでみたいと思うまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 交通安全、防犯、防災対策による安全で安心して暮らせるまち
- (2) ふれあいやいたわりによる、生きがいを持って暮らせるまち
- (3) 安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに成長できるまち
- (4) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活気に満ちたまち
- (5) 地区にかかわる様々な人々が交流するあたたかいまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 交通安全、防犯、防災対策による安全で安心して暮らせるまち
 - ・防犯パトロールの強化
 - ・住民の防災意識の向上、地域の防災体制の強化
 - ・登下校時の安全確保に向けた取組み
- (2) ふれあいやいたわりによる、生きがいを持って暮らせるまち
 - ・声かけや見守り等による高齢者を一人にしない環境づくり
 - ・スポーツを通して健康増進を図る機会や場の充実
 - ・地域高齢者支援センターの活用
 - ・高齢者等に関する情報の共有
- (3) 安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに成長できるまち
 - ・各種団体の連携による農業体験、自然体験等の親子ふれあい活動の充実
 - ・子どもの見守り・思い出づくり等のための自治会による活動支援
 - ・自治会と学校との連携
- (4) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活気に満ちたまち
 - ・湧水地の保全によるドジョウ、ヤゴ等が生息する水辺空間づくり
 - ・秦野駅南口のロータリーやせせらぎの清掃、美化活動の強化
 - ・はだの桜みちの地域ブランド化
 - ・震生湖の魅力向上に向けた取組み
- (5) 地区にかかわる様々な人々が交流するあたたかいまち
 - ・自治会活動活性化への取組み
 - ・地域の活動拠点の検討
 - ・上智大学短期大学部との交流
 - ・秦野総合高校との交流

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
桜を生かした、地域の活性化
- (2) プロジェクトの内容
 - ・はだの桜みちの地域ブランド化
 - ・桜に対する地域住民等への意識付け
 - ・地区内の桜を回遊できるための工夫

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

【東地区】

1 現状と課題

(1) 田原ふるさと公園は、農産物の直売所やそば処を備えるふるさと伝承館や「実朝まつり」が開催される中丸広場があり、市内外から訪れる人々に東地区の魅力を発信するにぎわいの拠点となっています。

また、令和2年度には、ヤビツ峠にヤビツレストハウス（仮称）が整備されるなど、地区内でのさらなる集客が期待できます。地区のにぎわい向上を目指すため、市と地域の連携による各拠点の魅力を再発見・再構築が求められています。

(2) 東小学校周辺には、地域生活の中心となる施設があります。こうした生活を支える各施設を維持・充実させるとともに、子育て環境の充実や、多世代が生活しやすい環境が求められています。

(3) 地区の大半が山間部である東地区は坂が多く、店舗も地域により偏りがあるため、高齢化に伴い、買い物困難者が増加することが懸念されます。

また、災害時には蕨毛地区が孤立する可能性があり、防災面・交通面での対策の強化が求められています。

(4) 東地区には、丹沢から続く森林や農地、金目川や葛葉川などを背景とした豊かな自然が広がっており、その保全と有効活用が求められています。

一方、里山林の荒廃を背景に発生している農地等での鳥獣被害防止のため、その防除策や鳥獣の住みかである里山の保全活動も求められています。

(5) 豊かな自然環境に加え、東地区には中丸遺跡、波多野城址、源実朝公御首塚、大日堂等の歴史的・文化的遺産が多数点在しており、ウォーキングマップの整備など、その有効活用と情報発信が求められています。

(6) 東地区は、人口に比べて自治会の数が多く、自治会運営のための役員の負担が大きくなっています。さらに、少子高齢化による自治会、子ども会の加入率の低下、加えて、コミュニティ活動の担い手不足により、地域のつながりが希薄となることが懸念されています。適切な組織形成により、地域コミュニティの活性化を図ることが求められています。

2 目指す地域（まち）の姿

(1) 目指すまちの姿(将来像)

豊かな自然と歴史や文化が調和した住みよいまち

(2) 基本理念

心の絆を大切にするまちづくり

3 地域づくりの基本目標

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山、湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切にしたい、安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
- (3) 日常のふれあいや共同活動を通して生み出される連帯感や信頼関係を基礎に、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で支えあい、住みよくしていく心の絆を大切にするまちづくり

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山、湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
 - ・地域と市が連携した田原ふるさと公園周辺のより一層の活性化の取組み
 - ・観光資源のネットワーク化や新たな魅力の掘り起こしと情報発信
 - ・家庭、学校、地域の連携による地域文化の伝承
 - ・歴史、文化、自然などに親しむハイキングやウォーキングルート等の調査・発信
- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切にしたい、安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
 - ・里地里山の保全・再生
 - ・交通安全対策の充実
 - ・買い物困難者への支援等
 - ・民間との連携による生活支援
- (3) みんなの力で支え合い、住みよくしていく心の絆を大切にするまちづくり
 - ・組、自治会、子ども会などのコミュニティの充実による防犯・災害対策の推進
 - ・地域コミュニティのあり方の再検討
 - ・子育て世代の交流環境づくり

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
田原ふるさと公園等を生かした地域活動
- (2) プロジェクトの内容
 - ・地域と行政が連携した田原ふるさと公園、実朝公首塚周辺のより一層の活性化の検討
 - ・田原ふるさと公園、緑水庵、ヤビツ峠のヤビツレストハウス（仮称）等を活用した地域活動（フリーマーケット、骨董市、自然観察ツアー、史跡巡りツアー等）の開催
 - ・里地里山ボランティア団体を中心に、地域や東海大学生が連携した地域イベントへの参画
 - ・市と地域が連携した各拠点の維持管理

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

【北地区】

1 現状と課題

- (1) 北地区は、里地里山や水無川・葛葉川など丹沢の自然が広がり、県立秦野戸川公園や表丹沢野外活動センター等の自然を生かした施設も点在しています。これらの資源を生かした地域活性化が求められている一方で、近年はヤマビルの被害が拡大しており、その対策が喫緊の課題となっています。
- (2) 新東名高速道路の開通後には、地区を取り巻く環境の変化が想定されるため、防犯面など安全・安心な生活環境の維持も求められています。
また、災害に備え、自治会単位での防災力の強化と地区内の事業者等との連携によるさらなる防災力の強化が求められています。
- (3) 新東名高速道路の開通を控え、地域資源を活用した地域活性化を進めることが求められています。また、秦野SAスマートインターチェンジ（仮称）周辺の土地利用等について、具体的な検討を進めていくことが重要です。
- (4) 今後、少子高齢化が進行する中で、地区内の様々な施設や機会を活用し、子どもの居場所づくりや地域の人々の交流が求められています。また、自治会活動等を次世代へつないでいくため、取組みの引継ぎ等の仕組みづくりも求められています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
豊かで美しい自然と共生し、地域の活力があるまち
- (2) 基本理念
良好な河川環境、みどり豊かな里地里山を保全しながら、地域住民のふれあいがあり、安全で快適に住み続けることができるまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 誰もが安全で安心して暮らし続けられるまち
- (2) 新東名高速道路を中心に利便性の高い活力あるまち
- (3) みどり豊かな自然景観の適切な保全と活用による魅力あるまち
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、次世代へとつながれるまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 誰もが安全で安心して暮らし続けられるまち
 - ・交通安全対策の拡充
 - ・防犯対策の拡充
 - ・地域による防災力の強化
 - ・子育て世代等の居場所づくり
- (2) 新東名高速道路を中心に利便性の高い活力あるまち
 - ・地域の特性を生かしたにぎわいづくり
- (3) みどり豊かな自然景観の適切な保全と活用による魅力あるまち
 - ・里地里山の保全・再生
 - ・里地里山の魅力発信
 - ・景観まちづくり及び河川の浄化活動
 - ・通学路の美化清掃
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、次世代へとつながれるまち
 - ・地域コミュニティの活性化
 - ・地域活動の情報発信と共有
 - ・自治会活動等の円滑な引継ぎ

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
住む人も訪れる人も安心できるまちづくり
- (2) プロジェクトの内容
 - ・自主防災組織の活動強化（地区防災計画の検討や防災訓練の実施）
 - ・企業や福祉施設等と自治会との防災協定の締結促進や定期的な情報共有
 - ・防犯灯の適正設置による明るいまちづくり
 - ・ヤマビル対策の強化

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

【大根地区】

1 現状と課題

- (1) 大根地区は、弘法山、金目川、大根川などの豊かな自然に囲まれており、道祖神、地蔵、東光寺などの歴史的資源が地域の中に点在しています。こうしたまちの魅力を生かし、愛着の持てるまちを作っていくことが必要です。
- (2) 大根地区では快適な生活環境づくりに向けて、大根川の清掃など様々な活動を進めてきました。今後もより多くの人が日常生活の中で無理なく参画できる環境美化の取組みが求められています。
- (3) 近年、風水害の規模が増大していることから、風水害時の避難体制の充実が求められています。また、災害時の情報伝達手段の改善、防犯対策の充実も必要です。
- (4) 東海大学前駅のにぎわいづくりや若者の居場所づくり、商店街の活性化が求められているとともに、地区内に東海大学や秦野高校が立地しているというメリットを生かした取組みも必要です。
- (5) 市全体と比べ高齢化が進んでいるため、地域でのふれあいや助け合いなど、高齢者の生活支援を進めていくことも必要です。また、これからは、外国籍市民との共生も必要です。
- (6) 大根地区では「ひろはた自習・相談室」で子どもの学習支援を進めてきましたが、地域の子どもの居場所づくりをさらに進めていくことが求められています。また、これからは、若い世代に夢を持ってもらえるようなまちづくりが求められていますが、子ども会の担い手が減少しており、活動の停滞が懸念されています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
安全・安心・清々しいやさしいまち
- (2) 基本理念(みんなの思い)
安心に、いつまでもいきいきと暮らせる住み良いまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 自然を大切にするまち
- (2) 子ども、高齢者、社会的弱者の誰もが快適で、安全な生活環境づくりへ努力するまち
- (3) いやしの場づくりへ努力するまち
- (4) 人間関係を豊かにするまち
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気な子どもを育てるまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 自然を大切にすまち
 - ・ホテルが棲む環境づくり
 - ・田園風景の保全
- (2) 子ども、高齢者、社会的弱者の誰もが快適で、安全な生活環境づくりへ努力すまち
 - ・身近な空間（庭、ベランダ、生垣等）を花や緑で彩る
 - ・資源の分別とごみの減量活動の推進
 - ・東海大学前駅周辺環境づくり
 - ・無理なく参画できる環境美化の取組み
 - ・高齢者にやさしい、ペットと暮らせるまち
 - ・コミュニティタクシーの充実
 - ・通学路の見守り
 - ・災害を最小限度にとどめる防災体制づくり
 - ・犯罪が起きにくい環境づくり
 - ・地域での災害への備え（風水害に対する意識向上）
- (3) いやしの場づくりへ努力すまち
 - ・明日に希望が持てる場づくり
 - ・高齢者の居場所づくり
- (4) 人間関係を豊かにすまち
 - ・地域住民のふれあい、助け合い活動の推進
 - ・東海大学・秦野高校と地域との交流、力を借りた取組み
 - ・東海大学前駅周辺のにぎわい、若者の居場所づくり
 - ・敬老会などの取組みの充実
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気な子どもを育てるまち
 - ・モラル、マナー意識の高揚
 - ・子どもたちが参加する活動や野外で遊べる環境づくり
 - ・子どもたちの地域の居場所づくり
 - ・子ども会の統合、広域化

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
子どもたちの地域の居場所づくり
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ひろはた自習・相談室の運営支援
 - ・子ども食堂の運営
 - ・学校と連携した子どもの居場所づくりを考えるボランティア協議会設立の検討

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

【鶴巻地区】

1 現状と課題

- (1) 鶴巻温泉駅駅舎の橋上化、駅前広場の整備などが完了し、今後は、温泉地としての魅力を生かした駅周辺のにぎわいづくりが必要となっています。
- (2) 地形的特性から台風、大雨等による浸水被害・土砂災害の危険が高い状況にあり、引き続き安全・安心に暮らせる防災対策、避難場所や救助活動・体制の充実が求められています。
- (3) 歩道のない道路や道路に段差があるため、道路の安全対策やバリアフリー化が必要です。
また、小田急線により分断されている駅南北の交通をスムーズにしていくことが求められています。
- (4) 山々や河川、田園地帯があり、遺跡、寺社、大ケヤキ、延命地蔵尊といった歴史資源が豊富です。このような地域資源について、内外に向けた周知・広報活動を進める必要があります。
- (5) ほっとワークつるまきなどの活動拠点を生かした地域交流を一層進めていくとともに、外国籍市民との共生などにも取り組んでいく必要があります。
- (6) 少子高齢化が進行していることから、子育てや高齢者への支援が一層必要になってきています。さらに、空家対策やごみ対策を充実し、きれいな生活環境を維持していくことも課題となっています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
水と緑と眺めを楽しめる、人にやさしいにぎわいのあるまち
- (2) 基本理念
誰もが誇りと愛着の持てる「住みたい・住んでよかった鶴巻まちづくり」

3 地域づくりの基本目標

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
- (3) 歴史、文化、環境を大切にし景観を楽しめるまち
- (4) 人との交流を深め、互いに助け合うまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
 - ・鶴巻温泉駅南・北まちづくりの推進
 - ・まちの案内板・掲示板の設置
 - ・弘法山のハイキングコースのPR、休憩場所の創出
 - ・大山～鶴巻温泉間のバス運行の活用
 - ・空家を活用した定住促進
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
 - ・防災対策の拡充
 - ・避難場所の充実
 - ・道路の安全対策、バリアフリー化
- (3) 歴史、文化、環境を大切にし、景観を楽しめるまち
 - ・鶴巻の歴史・文化や環境のよさを知る
 - ・大根川、善波川の護岸利用
 - ・鶴巻田園環境の保全
 - ・鶴巻の自然環境の魅力発信
 - ・モニュメントのPR
- (4) 人との交流を深め、互いに助け合うまち
 - ・地域行事への積極的な参加
 - ・地域社会の活動拠点の活用
 - ・ひとづくりの取組みの強化
 - ・自治会イベント等の広域化
 - ・助け合い活動の活性化
 - ・外国籍市民との共生

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
地域社会の活動拠点を活用した取組み
- (2) プロジェクトの内容
 - ・地域活動拠点間の連携
 - ・地域活動拠点を生かしたイベントの開催
 - ・地域活動拠点を生かしたオープンな休憩場所（住民向け、来訪者向け）の提供など

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

【西地区】

1 現状と課題

- (1) 西地区は、丹沢と渋沢丘陵、水無川・四十八瀬川等の河川がある自然豊かな地域であり、古墳などの歴史的資源も多いことから、新東名高速道路の開通の機会をとらえ、地域資源を活用した地域活性化を進めることが求められています。
また、渋沢駅周辺の商店街の活性化に向けた取組みを行っていく必要があります。
- (2) 歩道のない道路や行き止まり路が多く、道路の安全対策や生活道路の整備が必要です。
- (3) 近年、異常気象により風水害の危険性が高まっていることから、震災時だけでなく、台風や大雨などの際の高齢者等の避難が課題となっています。
また、渋沢丘陵周辺は急傾斜地となっており、土砂災害への対策が必要です。
- (4) 引きこもりや閉じこもり等、様々な生活環境や家庭環境により、子どもから高齢者まできめ細かい支援が求められています。
また、西中学校体育館と西公民館の複合施設を活用することやコミュニティ・スクールの取組みを、さらに充実させていくことが求められています。
- (5) 鳥獣による農作物被害への対応、里地里山の保全・再生、遊休農地等の活用に、今後も引き続き、取り組む必要があります。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿(将来像)
 - ア 豊かな自然環境を維持し、四季を感じることができる美しい町並みのあるまち
 - イ 個性豊かで元気とにぎわいのあるまち
- (2) 基本理念
 - ア 誰もが安心して暮らせるよう、互いに協力します
 - イ 住民同士のふれあいを通じて地域の活性化を進めます

3 地域づくりの基本目標

- (1) まちの魅力、にぎわいの創出
- (2) 道路・交通環境の整備
- (3) 防災・防犯・安全の強化
- (4) 教育・文化・福祉の拡充、交流の促進
- (5) 農林業の振興

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) まちの魅力、にぎわいの創出
 - ・河川の自然環境を生かした取組みの促進、持続可能な体制づくり
 - ・渋沢丘陵から震生湖までのハイキングコースや頭高山周辺の整備、矢倉沢往還道の再生
 - ・新東名高速道路の開通（スマートインターチェンジ）を生かした地域活性化
 - ・渋沢駅周辺のまちおこし、まちの魅力の発信
- (2) 道路・交通環境の整備
 - ・今後行政の取組みを検討し掲載します。
- (3) 防災・防犯・安全の強化
 - ・あいさつ、声かけで地域の絆を深め、一層の防犯対策を強化
 - ・各種イベントなどへの参加促進による地域の結束力の強化
 - ・風水害時の事前準備
 - ・防犯カメラや防犯灯等の充実
 - ・自治会加入率の向上
- (4) 教育・文化・福祉の拡充、交流の促進
 - ・西中学校体育館と西公民館の複合施設の活用
 - ・コミュニティ・スクールの取組みの推進
 - ・高齢者等がふれあい交流する環境の推進、自治会館、老人いこいの家、空き店舗などを利活用したコミュニティの場の拡充
 - ・地域高齢者支援センターとの連携
 - ・地域サロン活動の拡充
- (5) 農林業の振興
 - ・地元との連携による農作物の鳥獣被害の防除に関する取組みの推進
 - ・地域住民やボランティア団体と連携した、里地里山の保全・再生に関する取組みの推進
 - ・遊休農地等における体験観光（花畑づくりや落花生、さつまいも堀りなど）の推進

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
 - にぎわいと自然を結ぶ骨格軸の形成
- (2) プロジェクトの内容
 - ・渋沢駅周辺の活性化
 - ・西中学校体育館と西公民館の複合施設の活用
 - ・道路・交通環境の整備（今後行政の取組みを検討します）

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

【上地区】

1 現状と課題

- (1) 上地区は市内でも人口減少と高齢化が特に顕著な地区となっており、高齢ドライバーの免許返納が推奨される中、高齢者の交通手段の確保が課題となっています。
合わせて、いつまでも元気でいられるよう、高齢者の体力の維持も求められています。
- (2) 豊かな自然環境と農業は地区の大きな特徴です。この自然環境を生かし、地域の活性化を図ることが求められています。特に四十八瀬川は美しい景観を持つ貴重な環境資源ですが、河川敷内の雑木の伐採や土手の整備など、原風景を保つ取り組みが必要です。一方、農地では、鳥獣被害、ヤマビル被害、耕作放棄地の増加などが問題となっています。
- (3) 地区のにぎわいづくりのため、住民同士や上地区を訪れる人と住民が交流できる拠点の整備が必要です。また、間もなく開通する新東名高速道路のインターチェンジを生かした、地域の活性化と安全・安心な生活環境の維持も求められています。
- (4) 他地区に比べると自治会加入率は高いものの、役員等の高齢化が進んでいることと、自治会未加入者との交流が進まないことが課題となっています。
- (5) 台風被害の記憶も新しい中、地震災害だけでなく、多様な災害を想定した対策が求められています。また、高齢者が多い中、適切な避難誘導と避難所の運営が求められています。
- (6) 上小学校の小規模特認校制度やさと地共生住宅開発許可制度を、より生かして子育て世代を呼び込むため、生活道路の整備、渋沢駅へのアクセス改善等による生活利便性の向上が必要です。

2 目指す地域（まち）の姿

豊かな自然と交通環境との調和、人・まち・資源を生かした魅力と活力あるまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
- (2) 豊かな自然や地域資源を利活用した新しい地域おこしを目指すまち
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、住む喜びを感じるまち
- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち

4 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
 - ・地域で行う高齢者の生きがいづくり
 - ・高齢者の車対策
 - ・地域での見守り
- (2) 豊かな自然や地域資源を活用した新しい地域おこしを目指すまち
 - ・里地里山の保全
 - ・自然環境を活用した地域おこし
 - ・農業振興、耕作放棄地の活用
 - ・地域拠点の整備
 - ・空家対策
 - ・「農園ハイク」と「いなか暮らしツアー」の連携
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、住む喜びを感じるまち
 - ・子育て支援の仕組みづくり
 - ・地域内及び他地域との協力体制の拡充
 - ・まちづくりの担い手の育成
 - ・各種事業の連携
 - ・防犯・交通対策の強化
 - ・防災対策
 - ・高齢者の避難
- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち
 - ・交通安全対策
 - ・公共交通の維持
 - ・住民意識の向上、地域コミュニティの活性化
 - ・生活利便性の向上

5 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
上地区イノベーション
- (2) プロジェクトの内容
 - ・まちづくり委員会として農園ハイクを支援（「いなか暮らしふるさと塾」との連携）
 - ・まちづくりの担い手育成塾の実施（上小学校の小規模特認校を生かし、PTAと連携するなど、子育て世代の移住を促進）

※ 今後、施策大綱別計画を検討する中で、「4 主な取組・すすめる活動」に行政として実施していく事業を位置付けていきます。

政策会議付議事案書（令和3年1月12日）

提案課名 防災課

報告者名 杉田 佳一

<p>事案名</p>	<p>自然災害に対する補助制度を新設することについて</p>	<p>④ 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>近年、風水害が多発化・激甚化しており、令和元年10月に本市を直撃した台風19号では、道路や住宅等に大きな被害が発生しました。そこで、風水害による被害を最小限に抑え、市民の生命及び財産を守るため、事前対策として倒木により、住宅、道路に被害を与えるおそれのある立木を伐採する経費を補助することとするものです。【危険木伐採工事費等補助金】</p> <p>また、居住家屋又はその周辺の土地へ土砂の崩落や倒木被害が発生した場合に、市民生活の早期復旧を支援するため、災害救助法の適用を受けない宅地等の土砂又は倒木を撤去する経費を補助するものです。【崩落土砂及び倒木等撤去補助金】</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和元年 9月8日 台風15号被害発生 倒木 75件【最大瞬間風速30.5m】</p> <p>令和元年10月12日 台風19号被害発生・災害救助法適用 倒木 17件【最大瞬間風速27.7m】 建物等土砂流入 6件</p> <p>令和2年11月 補助金新設の検討（県内市町村調査）</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 秦野市危険木伐採工事費等補助金制度を新設し、その交付要件として、次のとおり定めること。</p> <p>(1) 補助対象となる経費は、危険木伐採（枝払いを除く）、撤去及び処分に係る事業費とすること。</p> <p>(2) 補助対象となる危険木は次のとおり定めること。</p> <p>ア 胸高直径20センチメートル以上、かつ、樹高5メートル以上の立木</p> <p>イ 立ち枯れしている木及び傾斜が激しい木で、倒木により住宅に被害を与える恐れのある立木または道路（公衆用道路）の交通及び電力供給に支障となる恐れのある立木</p> <p>ウ 住宅または道路からおおむね5メートルの範囲内にある立木</p> <p>エ 国、県、市等の整備及び補助を受けていない立木</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>(3) 補助対象者は、危険木が生えている土地の所有者、占有者、管理者であつて、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 市税等を滞納していないこと。</p> <p>イ 土地所有者以外が申請する場合には、土地所有者の同意を得ていること。</p> <p>(4) 補助率は、災害による被害防止対策を促すため、補助対象経費の2分の1とし、補助額は10万円を限度とすること。補助金額に1,000円未満の端数があるときには、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(5) 同一地内の危険木伐採補助は1年度1回とすること。</p> <p>2 秦野市崩落土砂及び倒木等撤去補助金制度を新設し、その交付要件として、次のとおり定めること。</p> <p>(1) 補助対象となる経費は、「災害救助法（昭和22年制定）」に基づく国の救助の種類のうち「障害物の除去」の対象とならない市民の土砂等の撤去費用とすること。</p> <p>(2) 補助対象者は、土砂災害又は倒木により居住家屋又はその周辺の土地を所有し、かつ、自己の責任において土砂及び倒木等撤去費用を負担し、業者に発注する者（法人を除く）であつて、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 市税等を滞納していないこと。</p> <p>イ 土地所有者以外が申請する場合には、土地所有者の同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助率は、被災市民の負担を軽減するため、補助対象経費の2分の1とし、補助額は10万円を限度とすること。ただし、補助対象経費が3万円以上のものに限ること。補助金額に1,000円未満の端数があるときには、その端数は切り捨てるものとする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和3年4月 補助金交付要綱を施行</p> <p>広報（4月1日号）やホームページ等により周知</p> <p>補助金申請受付開始（随時）、補助金申請書類の審査、補助金交付</p>

秦野市危険木伐採工事費等補助金の概要

防災課作成

1 目的

倒木により、住宅、道路等に被害を与えるおそれのある立木を伐採する経費を補助し、自然災害等に対する事前の備えをすることで、市民の生命及び財産を守ること。

2 危険木の定義

次のすべての条件を満たすものをいう。

- (1) 胸高直径 20 センチメートル以上、かつ、樹高 5 メートル以上の立木
- (2) 立ち枯れしている木及び傾斜が激しい木で、倒木の影響により住宅に被害を与える恐れのある立木または道路（公衆用道路）の交通及び電力供給等に支障となる恐れのある立木
- (3) 住宅または道路からおおむね 5 メートルの範囲内にある立木
- (4) 国、県、市等の整備及び補助を受けていない立木

3 補助対象（申請）者

- (1) 危険木が生えている土地の所有者、占有者、管理者とする。土地所有者以外が申請する場合には、同意を要する。
- (2) 市税等を滞納していない者

4 補助対象経費

危険木の伐採（伐根を含む）、撤去、処分に要する経費とし、危険木を売却処分する場合は、その金額を控除する。

5 補助金額

補助率は、災害による被害防止対策を促すため、補助対象経費の 2 分の 1 とし、補助額は 10 万円を限度とする。補助金額に 1,000 円未満の端数があるときには、その端数は切り捨てるものとする。

6 同一地内の申請

同一地内の危険木伐採補助は1年度1回とする

7 令和3年度予算要求額

1件あたり最大10万円×年間30本=3,000,000円

秦野市崩落土砂及び倒木等撤去補助金の概要

防災課作成

1 趣旨

大雨や強風等の風水害により、居住家屋又はその周辺の土地へ土砂の崩落や倒木被害が発生した場合において、土砂又は倒木を撤去するものに対し、住民の生命及び財産の保護並びに住民負担の軽減を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 居住家屋

風水害発生時において、現に居住している者がある建物をいう。

(2) 風水害

大雨、強風を原因として発生した災害

(3) 土砂災害

風水害を原因として発生したがけ崩れ、土石流をいう。

(4) 土砂等

土砂災害により居住家屋又はその周辺の土地へ崩落した又は崩落するおそれのある土砂、石及び岩をいう。

(5) 倒木

胸高直径 20 c m 以上かつ樹高 5 m 以上の立木が、風水害により居住家屋に倒れ又は倒れるおそれのある樹木をいう。

3 補助の対象経費

補助の対象とする経費は、風水害により土砂災害で発生した土砂の撤去費又は、倒木により発生した樹木の撤去費を、撤去する業者に支払う費用とする。

4 補助対象者

補助を受けることができる者は土砂災害又は倒木により居住家屋又はその周辺の土地を所有し、かつ、自己の責任において補助金額を除く費用を負担し、業者に発注する者（法人を除く）であって、市長が認めるものとする。

5 補助金額

補助率は、被災市民の負担を軽減するため、補助対象経費の 2 分の 1 とし、補助額は 10 万円を限度とする。ただし事業費が 3 万円以上のものに限る。補助金額に 1,000 円未満の端数があるときには、その端数は切り捨てるものとする。

6 助成対象外となる事項

次のいずれかに該当する申請者は助成を受けることができない。

- (1) 災害救助法の適用による助成を受けている者
- (2) 市税の滞納がある者

7 補助金の返還

市長は補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な行為等により助成金の交付を受けた場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

8 令和3年度予算要求額

1件あたり最大10万円×年間10件想定=1,000,000円

秦野市危険木伐採工事費等補助金交付要綱

(令和 3 年 年 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における市民が居住している建物（第 2 条において「住宅」という。）や道路（公衆用道路）に被害を与えるおそれのある立木（以下「危険木」という。）を伐採、伐根、撤去及び処分する者に対して、補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和 5 3 年秦野市規則第 2 号。第 6 条において「規則」という。）第 1 9 条の規定により必要な事項を定める。

(補助対象危険木)

第 2 条 この要綱による補助の対象とする危険木は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 胸高直径 2 0 センチメートル以上、かつ樹高 5 メートル以上の立木
- (2) 立ち枯れしている木及び傾斜が激しい木で、倒木により住宅に被害を与える恐れのある立木又は道路の交通及び電力供給等に支障のある立木
- (3) 住宅又は道路からおおむね 5 メートル以内にある立木
- (4) その立木が国、県、市等の整備を受けていないこと
- (5) 国、県、市等の制度による補助を受けていないこと

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、危険木が生えている土地の所有者、占有者、管理者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) その危険木の伐採等に係る費用を負担するもの
- (2) 市税等を滞納していないもの

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、危険木の伐採、伐根、撤去及び処分に係る費用に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、危険木を売却処分する場合は、総経費からその額を減じた額の 2 分の 1 を乗じて得た額とし、その上限は 1 0 万円とする。

2 前項の規定により算出して得た額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、危険木伐採工事等補助金交付申

請書（第1号様式）に必要書類を添えて提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者のうち、土地所有者以外の者が申請する場合は、その土地所有者の同意を得ていることとする。

（着手届及び完成届）

第6条 補助対象者は、伐採等の工事に着手したときは、規則第10条に規定する事業着手届を速やかに提出するものとする。

- 2 補助対象者は、伐採等の工事が完了したときは、規則第10条に規定する事業完成届を速やかに提出するものとする。

（補助金交付決定の取消し又は補助金の返還）

第7条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 伐採等の工事、補助金の交付申請その他この要綱の事業の実施において不適当と認められる事実が生じたとき。
- (2) 補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

（補助内容の見直し）

- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況を評価したうえで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

秦野市崩落土砂及び倒木等撤去補助金交付要綱

(令和 3 年 年 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、風水害により居住家屋等への土砂の崩落や倒木被害が発生した場合において、土砂又は倒木を撤去するものに対して補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和 5 3 年秦野市規則第 2 号。以下「規則」という。）第 1 9 条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 風水害 大雨又は強風を原因として発生した災害
- (2) 居住家屋等 風水害発生時において、現に居住している者がいる建物及びその建物の周辺の庭をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、風水害により居住家屋等へ流入した又は流入のおそれのある土砂、石及び岩若しくは風水害により居住家屋等に倒れた胸高直径 2 0 センチメートル以上かつ樹高 5 メートル以上の立木を撤去するもののうち、その居住家屋等の土地を所有、若しくは崩落した土地を所有し、自己の責任においてその撤去等の発注を行い、その費用を負担する者（法人を除く。）とし、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 補助金額を除く費用負担が 3 万円以上となること。
- (3) 災害救助法による助成を受けていないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、風水害で発生した土砂の撤去費（運搬処分費含む）及び倒木により発生した樹木の撤去費（運搬処分費含む）を、撤去する業者に支払う額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、その上限は 1 0 万円とする。

2 前項の規定により算出して得た額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、崩落土砂及び倒木等撤去補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者のうち、土地所有者以外の者が申請する場合は、その土地所有者の同意を得ているものとする。

(着手届及び完成届)

第6条 補助対象者は、復旧工事に着手したときは、規則第10条に規定する事業着手届を速やかに提出するものとする。

2 補助対象者は、復旧工事が完了したときは、規則第10条に規定する事業完成届を速やかに提出するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 補助対象者は、規則第12条第2項の規定により復旧工事の完了前に補助金の交付の請求をするときは、崩落土砂及び倒木等撤去補助金概算払請求書(第2号様式)を提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 復旧工事、補助金の交付申請その他この要綱の事業の実施において不相当と認められる事実が生じたとき。

(2) 補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(補助内容の見直し)

2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況を評価したうえで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

政策会議付議事案書 (令和3年1月12日)

提案課名 財政課 産業振興課
報告者名 岩渕 哲朗 佐藤 伸一

<p>事案名</p>	<p>秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）対策については、「健康と医療」、「日々の暮らし」、「地域経済」を守ることを最優先に施策を進めており、その財源は、各施策に対する国・県の補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）、及び財政調整基金の取崩し等により対応しています。</p> <p>しかし、感染の収束が見えない状況では、令和3年度以降も市民生活や地域経済への影響が見込まれ、その支援に対する財源の確保が必要となります。</p> <p>そのような中、本市では、独自の支援策として、感染症の影響により県内の金融機関から融資を受けた中小企業者等に対する利子補給の補助率を引き上げることとしています。</p> <p>この財源については、一般財源で対応する予定でしたが、令和2年6月に国から利子補給事業等の財源とする基金の積立金が臨時交付金の対象となる通知がされたこと、また、臨時交付金を財源として、感染症対策を今年度実施している他の事業において、執行残額が見込まれることから、臨時交付金を活用できることとなりました。</p> <p>そこで、令和3年度以降に実施する利子補給事業に臨時交付金を活用するため、秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>令和2年5月 本市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染症の影響により県内の金融機関から融資を受けた中小企業者や農業者に対する利子補給の補助率の引上げを決定</p> <p>〃 令和3年度以降に実施する事業に活用するため、基金の積立金を臨時交付金の対象とするよう、5月14日に「令和3年度国の施策及び予算に関する提言（春季）」を、県市長会に提出（5月27日及び29日に県市長会から国に提出）</p> <p>〃 6月 内閣府から利子補給事業等の財源とする基金の積立金が臨時交付金の対象となることのお知らせ</p>	

経過・検討結果	<p>2 基金の活用事業</p> <p>感染症に対応するための融資を受けた中小企業者に対する利子補給事業</p> <p>※ 積立予定額1億8,689万円。なお、感染症対策の全体の執行状況により変わる可能性があります。</p> <p>3 基金の設置期日</p> <p>内閣府からの通知において、利子補給事業等の財源とする基金については、令和7年度末までに廃止することとされているため、令和8年3月31日までとするものです。</p>
決定等を要する事項	<p>秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定すること。</p>
今後の取扱い	<p>1 令和3年2月 令和3年3月第1回市議会定例会に条例制定議案を提出</p> <p>2 " 令和3年3月第1回市議会定例会に臨時交付金を財源とする積立金の補正予算議案を提出</p>

秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理
及び処分に関する条例を制定することについて

秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により事業資金の融資を受けた中小企業者を支援することを目的として、秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するため、制定するものであります。

秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理
及び処分に関する条例

(設置の目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響により事業資金の融資を受けた中小企業者を支援するため、秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、その年度の一般会計予算に計上した額とする。

- (1) 利子補給事業に充てるものとして国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- (2) 基金の運用から生じる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して、基金の目的を達成するために必要な事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次に掲げる経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を

処分することができる。

- (1) 中小企業者が新型コロナウイルス感染症対策として令和3年3月31日までに契約を締結した融資に対する利子補給事業に係る経費
- (2) 第2条第1号に掲げる交付金の返還に係る経費
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

**秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理
及び処分に関する条例施行規則制定案要綱**

1 基金台帳の整備

基金の適正な管理を図るため、基金台帳を整備すること。

2 公表

基金の現在高及びその内訳並びに基金の運用により行った事業の概要その他基金の運用状況について、必要に応じて市民に公表すること。

3 様式

必要な様式として「基金台帳」を定めること。

4 施行期日

条例施行規則の施行期日は、条例の施行期日と同日とすること。

令和2年6月24日付け内閣府事務連絡抜粋

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

御中

令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

内閣府地方創生推進室

～略～

(2) 地方単独事業に係る対象外経費

5月1日付け事務連絡2(2)で示した地方単独事業に係る対象外経費のうち、④基金について、取扱に以下の変更があります。(その他の対象外経費については、取扱に変更ありません。)

基金の積立金については、一律に対象外経費としていましたが、以下に示す一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、第1次補正予算の交付金も含めて交付対象として取り扱うこととします。なお、基金への積立を行う事業を実施する場合は、実施計画の提出時に、通常の様式に加え、「基金調べ」にも記入して提出することが必要です。

また、予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続が必要となりますので、ご注意ください。

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容(交付対象者、充当する経費等)が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30政令第255号)第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの

③ 令和2年度末までに事業着手(利子補給契約の締結等)すること

④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和7年度末まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和4年度末までに廃止するものであること

⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと。

(「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。)

なお、ハード事業については、感染症への対応と関連しないインフラ整備を主目的とする事業に係る費用は引き続き交付対象外ですが、感染症拡大の防止や感染拡大への対応として行う経済支援・生活支援、「新しい生活様式」への対応のために必要な施設の整備など、感染症への対応との関連が十分に説明できる事業については、整備自体を主目的とする場合であっても交付対象となることを改めて申し添えます。

秦野市新型コロナウイルス関連融資資金利子補給金交付要綱

(令和3年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により融資を受け、返済を行う中小企業者の経営の安定化を図り、事業の継続を支援するため、その返済に当たって支払った利子に対する補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(対象融資)

第2条 利子補給金の交付の対象とする利子に係る融資（以下「対象融資」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 神奈川県中小企業制度融資実施要領（平成12年4月1日適用）第4項第2号の規定によるセーフティネット保証5号の融資（新型コロナウイルス感染症に起因したものに限る。）
- (2) 経営安定資金（新型コロナウイルス対策特別融資）実施要領（令和2年3月2日適用）の規定による特別融資
- (3) 神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱（令和2年4月27日施行）の規定による融資

(対象者)

第3条 利子補給金の交付の対象とする者（第5条において「交付対象者」という。）は、対象融資を受け、取扱金融機関へその融資に係る利子を支払った者であって、市税等を完納しているものとする。ただし、神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱（令和2年5月1日施行）の規定による補助金交付の対象者であって、その補助金の交付期間内にあるものを除く。

(対象期間)

第4条 利子補給金の交付の対象とする期間（以下この条及び次条において「対象期間」という。）は、対象融資の融資期間の始期から起算して、その融資期間の2分の1の期間とする。

(補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、交付対象者が次条の規定による申請をする年の前年における対象期間のみを計算期間とする利子の最後の支払日までの間に支払った対象融資に係る利子の2分の1の額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年4月30日までに新型コロナウイルス関連融資資金利子補給金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

(1) 約定利子支払額証明書(第2号様式)

(2) 同意書(第3号様式)

(利子補給金の返還)

第7条 利子補給金の交付を受けた者が、対象融資について繰上償還を命じられたときは、期日を定めてその利子補給金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の場合において、指定された期日までに利子補給金を返還しない者については、その返還される日までの間、新たな利子補給金、中小企業信用保証料補助金及び中小企業融資資金利子補助金の交付は、行わない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、秦野市補助金交付規則(昭和53年秦野市規則第2号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(秦野市中小企業信用保証料補助金交付要綱の一部改正)

2 秦野市中小企業信用保証料補助金交付要綱(昭和53年5月1日施行)の一部を次のように改正する。

第6条中「新たな保証料補助金及び秦野市中小企業融資資金利子補助金の交付を行わないものとする」を「その返還される日までの間、この要綱による新たな補助金、中小企業融資資金利子補助金及び新型コロナウイルス関連融資資金利子補給金の交付は、行わない」に改める。

(秦野市中小企業融資資金利子補助金交付要綱の一部改正)

3 秦野市中小企業融資資金利子補助金交付要綱(昭和58年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第5条中「新たな利子補助金及び秦野市中小企業信用保証料補助金の交付を行わないものとする」を「その返還される日までの間、この要綱による新

たな補助金、中小企業信用保証料補助金及び新型コロナウイルス関連融資資
金利子補給金の交付は、行わない」に改める。

資料6

新型コロナウイルス関連融資資金利子補給金の対象融資一覧

No.	資金名	融資限度額	融資利率	貸付期間	担保	県利子補給
1	新型コロナウイルス感染症対応資金	4,000万円	4号、危機：1.6%以内 5号：1.8%以内	10年以内 (うち据置期間5年以内)	無担保	3年間全額
2	新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)	2億8,000万円	1.6%以内	10年以内 (うち据置期間2年以内)	無担保 (県補助)	なし
3	新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)	2億8,000万円 (セーフティ5号と合算)	1.6%以内	運転 10年以内 設備 15年以内 (うち据置期間1年以内)	無担保 (県補助)	なし
4	セーフティネット保証5号	8,000万円 (セーフティ4号と合算)	1.8%以内	10年以内 (うち据置期間1年以内)	保証料率 0.41%	なし

■セーフティネット保証4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。

(売上が前年同月比▲20%以上減少等の場合)

■セーフティネット保証5号(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。

(売上が前年同月比▲5%以上減少等の場合)

■危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)

東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額(2.8億円)及びセーフティネット保証の保証限度額(2.8億円)とは別枠(2.8億円)で借入債務の100%を保証。

(売上等が前年同月比▲15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上等が前年同期比で15%以上減少)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況等について

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況（1次・2次分）

(単位：千円)

交付決定額	A	1,375,123	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時交付金充当分 (B) <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク環境整備事業費 $\Delta 17,000$ ・感染症対策事業費（インフルエンザ予防接種） $\Delta 77,000$ ・宅配・テイクアウトサービス支援事業費 $\Delta 13,000$ ・消費者応援・地域消費喚起事業費（プレミアム付商品券） $\Delta 20,000$ ●財政調整基金充当分 (D) <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 $\Delta 88,000$
補正済額（第10号まで） ※予備費での執行含む。	B	1,099,950	
予算上の残額	C=A-B	275,173	
財政調整基金からの振替額 ※3月定例会で財源更正予定	D	303,283	
B・Dの執行残額見込み	E	215,000	
基金への積立可能額	F=C-D+E	186,890	

2 利子補給事業（コロナ分）の見込み

(1) 融資実行件数（神奈川県信用保証協会データ 11月末時点）

月	R2.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R3.1	合計
保証件数	4	45	160	244	168	139	91	51	53	50	50	1,055

※ 12月、1月は見込み

融資実行件数のうち、80%を無利子、20%を有利子と見込む。

無利子： 844件⇒675件 ※ 補助対象融資（借入期間6年超）は80%を見込む。

有利子： 211件

【参考】 セーフティネット保証認定件数（12月4日時点）

月	R2.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
認定件数	20	80	258	193	136	88	77	60	61	20	993

(2) 利子補助金額（見込み）

無利子： 202,400円（4、5年目補助額）×675件＝136,620,000円

有利子： 1,279,800円（1-5年目補助額）×211件＝270,037,800円

406,657,800円

(単位：千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
補助金額	20,233	65,136	58,574	90,023	113,468	59,224	406,658
交付金充当分	20,233	65,136	58,574	42,947	0	0	186,890
市単独分	0	0	0	47,076	113,468	59,224	219,768

活用上限額

347,434